総合行政ネットワーク ASPガイドライン

—第 10.0 版—

地方公共団体情報システム機構 令和6年10月1日

改訂履歴

	年月日	主な改訂内容		
第1版	平成 13 年 11 月 28 日	了承 (総合行政ネットワーク運営協議会)		
第2版	平成 14 年 3 月 19 日	7~10 章を追加。		
第2.1版	平成 15 年 5 月 29 日	手続の見直しに伴う内容。		
		LGWAN-ASP 接続設備の仕様に関する内容。		
		総合行政ネットワーク API 仕様書にディレクトリ基盤		
第 2. 2 版	平成 15 年 9 月 9 日	を追加。 審査方法の見直しに伴う内容。		
第 2. 3 版	平成 16 年 4 月 1 日	電気通信事業法の改正に伴う変更。		
第 2. 4 版	平成 16 年 5 月 26 日	手続の見直しに伴う内容。		
第 2. 5 版	平成 16 年 11 月 25 日	手続の見直しに伴う内容。		
分 2. 3 成	一个风10年11万25日	一学院の元直しに仕り的谷。 総合行政ネットワーク電子文書交換システム API 仕様		
		書を追加。		
第 2. 6 版	平成 17 年 5 月 30 日	全国 NOC-ASP 接続セグメントの二重化について追加。		
		手続の見直しに伴う変更。		
第 2. 7 版	平成 17 年 11 月 17 日	図 6-4 の見直しに伴う変更。		
第2.8版	平成18年4月3日	ASP サービス提供者等用認証基盤の地方公共団体組織		
		認証基盤統合に伴う変更。		
第2.9版	平成 18 年 5 月 30 日	LGWAN サービス提供設備・LGWAN-ASP 接続設備仕様書の		
		追加に伴う変更。		
第 3. 0 版	平成 18 年 11 月 24 日	XML 電文交換基盤の廃止に伴う変更。		
第 3. 1 版	平成 19 年 5 月 24 日	非公開文書の追加及び LGWAN の構成変更に伴う反明		
第 3. 2 版	平成 20 年 3 月 19 日	トンネリング通信仕様の追加。		
第 3. 3 版	平成 20 年 5 月 28 日	アプリケーション基盤の内容追加等。		
第 3. 4 版	平成 20 年 10 月 22 日	特定公的機関 LGWAN-ASP が自らのコンテンツサービス		
		を提供する手段として、LGWAN電子文書交換システムを 利用可能になることに伴う変更		
第 3. 5 版	平成 21 年 5 月 21 日	LGWAN-ASP 登録及び接続申込の内容追加		
第3.6版	平成24年4月1日	第三次 LGWAN 移行に伴う改訂		
第 4. 0 版	平成26年4月1日	地方公共団体情報システム機構への承継に伴う改訂		
第 4.1 版	平成27年7月1日	LGWAN-ASP 接続設備に関する記述を削除		
第 4. 2 版	平成 30 年 1 月×日	F-2-1-3 地方公共団体組織認証基盤証明書検証サー		
		バ (LGWAN 向け VA) 利用申請要領 (LGWAN-ASP サービス		
folio II	T. Noo Hours	提供者向け)の廃止に伴う改訂		
第 5. 0 版	平成 30 年 3 月 30 日	第四次 LGWAN への移行に伴う改訂		
第 5. 1 版	令和元年5月23日	LGWAN 接続ルータ保守覚書の廃止に伴う改訂		
第 6. 0 版	令和3年10月4日	手続及び審査方法の見直しに伴う内容。		
第7.0版	令和5年5月8日	LGWAN 外部電子契約サービスの追加に伴う改訂		

第8.0版	令和5年7月12日	LGWAN 外部閉域利用サービスの追加に伴う改訂
第 9. 0 版	令和6年3月11日	ホスティングサービスの提供に必要な機器の設置施設 要件に、ISMAP クラウドサービスリストに登録された IaaS クラウドを追加したこと及び一部セキュリティ要 件の補足説明を追加したことに伴う改訂
第10.0版	令和6年10月1日	第五次 LGWAN への移行に伴う改訂

目 次

1		本書	書の目	的	1
	1.	1	本書	Fの目的	1
	1.	2	本書	5の対象者	1
	1.	3	LGWA	NN-ASP ドキュメントフレームワーク	1
2		LGW.	AN と	は	3
	2.	1	LGWA	AN の目的	3
	2.	2	LGWA	NN のセキュリティ基本方針	3
	2.	3	LGWA	AN の構成	5
3		LGW.	AN-AS	SP とは	7
	3.	1	LGWA	NN-ASP の役割	7
	3.	2	LGWA	NN-ASP に関わる組織	7
		3. 2	. 1	サービス利用者	7
		3. 2	. 2	サービス提供者	8
		3. 2	. 3	都道府県	8
		3. 2	. 4	運営主体	8
	3.	3	サー	- ビス提供者の分担	9
		3.3	. 1	アプリケーション及びコンテンツサービス提供者	9
		3.3	. 2	ホスティングサービス提供者	9
		3.3	. 3	通信サービス提供者	10
		3.3	. 4	ファシリティサービス提供者	10
		3.3	. 5	LGWAN 外部電子契約サービス提供者	10
		3.3	. 6	LGWAN 外部閉域利用サービス提供者	11
	3.	4	LGWA	AN-ASP 関係者の関連性	11
4		LGW.	AN-AS	SP サービス提供の基本事項	12
	4.	1	LGWA	AN-ASP の接続形態	12
	4.	2	整備	すべき回線及び機器	12
		4. 2	. 1	回線	12
		4.2	. 2	機器	13
	4.	3	セキ	-ュリティ対策	13
		4.3	. 1	閉域性の確保	13
		4.3	. 2	外部ネットワークから持ち込むファイルへの対策	15
		4.3	. 3	セキュリティ境界面	15
		4.3	. 4	プロトコル群	15
		4.3	. 5	基本的なアプリケーションサービス	15
		4.3	. 6	認証基盤	16
	4.	4	LGWA	NN-ASP の運用	17
5		LGW.	AN-AS	SP 登録及び接続申込み	20

	5.1 登録	R及び接続申込手順	. 21
	5. 1. 1	登録及び接続申込手順の詳細	. 21
	5. 1. 2	接続又は登録申込内容の変更	. 23
	5. 1. 3	接続解除の申込	. 23
	5. 1. 4	登録解除の申込	. 23
	5.2 接続	克作業手続手順	. 24
	5. 2. 1	接続作業の詳細	. 24
,			

1 本書の目的

1.1 本書の目的

本書は、総合行政ネットワーク(以下「LGWAN」という。)における ASP(以下「LGWAN-ASP」という。)についての役割を示すとともに、LGWAN-ASP に関する組織及びその位置付け並びに LGWAN-ASP サービス、LGWAN 及び LGWAN-ASP を経由して外部ネットワークから地方公共団体に対して提供する電子契約アプリケーション(以下「LGWAN 外部電子契約サービス」という。)又はクラウドサービスに設定された閉域の利用領域から LGWAN 及び LGWAN-ASP を経由して地方公共団体に対して提供するサービス(以下「LGWAN 外部閉域利用サービス」という。)に関する責任の所在等を明らかにし、LGWAN-ASP のポリシー並びに LGWAN-ASP サービス、LGWAN 外部電子契約サービス及び LGWAN 外部閉域利用サービス(以下「LGWAN-ASP サービス等」と総称する。)を行う際の手続方法及びそれに付随する事項を明示することを目的とする。

1.2 本書の対象者

本書は、LGWAN において、LGWAN-ASP サービスを提供する者、LGWAN 外部電子契約サービスを提供する者及び LGWAN 外部閉域利用サービスを提供する者(以下「サービス提供者」と総称する。)を対象とする。

1.3 LGWAN-ASP ドキュメントフレームワーク

本書を含む LGWAN-ASP のドキュメントフレームワークは、図 1-1 のとおりである。

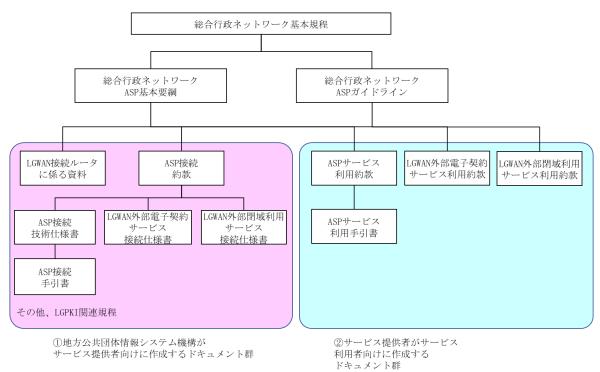


図 1-1 LGWAN-ASP のドキュメントフレームワーク

LGWAN-ASP のドキュメント群は、大きく二つの種別に分類される。

① 総合行政ネットワーク運営主体(以下「運営主体」という。)がサービス提供者向けに作成するドキュメント

運営主体が作成し、サービス提供者に対して提示するドキュメントである。サービス提供者が LGWAN に接続するための技術仕様を示した各種仕様書や、運営主体とサービス提供者との間での取決めを定めた接続約款等が含まれる。

② サービス提供者がサービス利用者向けに作成するドキュメント サービス提供者が作成し、サービス提供者が提供するサービスを利用する者(以下「サービス利用者」という。)に対して提示するドキュメントである。サービス提供者とサービス 利用者との間での取決めを定めた利用約款及び具体的なサービスの利用方法を記した利用 手引書等が含まれる。

フレームワークに示す「運営主体がサービス提供者向けに作成するドキュメント」における 用語その他の表記については、地方公共団体情報システム機構総合行政ネットワーク基本規程 (以下「基本規程」という。)等の既存のドキュメントに準ずる。

また、ドキュメントの内容、フレームワークに示すドキュメントの種類は、必要に応じて適 宜改正、改訂及び改廃されるほか、フレームワーク自体が改訂されることもある。その場合の 改正、改訂及び改廃内容は、適宜公開するものとする。

2 LGWAN とは

2.1 LGWAN の目的

LGWAN は、政府のミレニアムプロジェクト(平成11年12月19日内閣総理大臣決定)において、地方公共団体における電子政府の基盤と位置付けられている。

LGWAN は、全ての地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることにより、各地方公共団体と国の各省庁及び住民等との間の情報交換手段の確保のための基盤とすることを目的とする。

2.2 LGWAN のセキュリティ基本方針

電子政府の基盤と位置付けられる LGWAN は、そこで扱われる情報(行政情報、住民情報等)の性質上、高い安全性と信頼性が必須条件である。

LGWAN を取り巻く脅威には、様々な要因が考えられる(図 2-1 参照)。

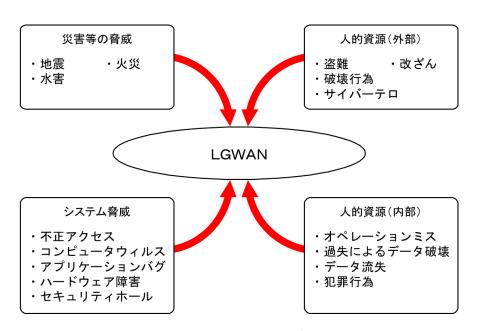


図 2-1 LGWAN を取り巻く脅威

LGWAN では、これらの脅威を LGWAN におけるリスクと設定し、「LGWAN におけるセキュリティ基本方針」として LGWAN に関わる全ての組織が遵守すべき以下の 11 項目のセキュリティ方針 を、基本規程に規定している。

- ① 機密性の確保 LGWAN においては、常に高い機密を保つためのセキュリティ対策を講ずる。
- ② 正確性の確保 LGWAN に係る情報資産を常に最新かつ正確な状態に保つとともに、滅失及びき損から保護 するための対策を講ずる。
- ③ 均一性、均質性のあるセキュリティレベルの確保 LGWAN に係る構成組織全体で均一性、均質性のある最高のセキュリティレベルを保つための対策を講ずる。
- ④ 行政情報資産の適正な管理 LGWAN に対する外部からの不正な接続及び侵入等を防ぎ、行政情報資産の漏えい、改ざん、

逸失等を防ぐため、専用回線の使用及び伝送データの暗号化等のセキュリティ対策を講ずる。

⑤ 適正な権限の付与と責任の管理 LGWAN の運営に従事する者(以下「従事者」という。)の職務に応じて適正な権限を付与し、 その従事者の責任を明確にする。

⑥ 組織間の連携及び協力

LGWAN のセキュリティを維持するために、地方公共団体、LGWAN が接続する外部ネットワークの管理組織及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、相互に密接な連携・協力関係を構築・維持する。

⑦ 秘密保持義務

LGWAN の従事者及び従事者であった者に対し、LGWAN に関して知り得た秘密の保持義務を 徹底させる。

⑧ 総合的なセキュリティ対策 LGWAN に対する危険・脅威を的確に把握し、制度面、技術面及び運用面から抑止、予防することにより、適時、的確な措置を講ずる。

⑨ 監査

LGWAN のセキュリティ対策については、地方公共団体及び機構による内部評価のほかに、 第三者機関による評価を行い、必要に応じ改善措置を講ずる。

⑩ 意識の啓発及び教育

LGWAN の従事者に対し、セキュリティ対策の重要性について、意識の啓発を行うとともに、 教育に関する計画を策定し実施する。

① 法令の遵守

LGWAN を構成する情報資産の取扱いについては、関連する法令を遵守する。

また、上記セキュリティ基本方針に基づき次の設計と運用を行っている。

- ① セキュリティ設計書に基づき、通信経路におけるデータの暗号化、セキュリティ装置の設置及び侵入検知システムの設置等具体的な対策を講じる。
- ② ネットワーク監視、システム構成情報管理、障害履歴管理、コンテンツ管理などにより、その運用を的確に行う。
- ③ 通信回線網及びアプリケーションサービスに対し、常時的確な監視を行い、24 時間の安定的な運用を目標とする。
- ④ 運用管理に関する規程を整備し、その厳格な運用を行う。

なお、セキュリティ対策については、法令の整備、情報技術の進展等に対応し、適時見直し を行い、必要な措置を講ずるものと定めている。

2.3 LGWAN の構成

LGWAN のネットワーク構成は、図 2-2 のとおりである。

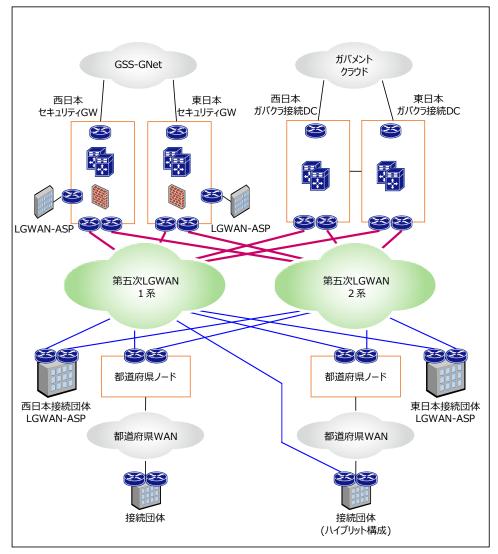


図 2-2 LGWAN の構成

LGWAN の施設設備は、東日本・西日本セキュリティゲートウェイ(以下「東日本・西日本セキュリティ GW」という。)、東日本・西日本ガバメントクラウド接続 DC、都道府県ノード及び地方公共団体並びに基本規程第7条第2項の規定により LGWAN の機能の提供を受けることができることとされた団体(以下両者を総称して「接続団体」という。)に設置されている LGWAN 接続ルータによって構成される。

LGWAN のネットワークは、LGWAN1 系及び2系と東日本・西日本セキュリティGW を接続するセキュリティGW 回線、東日本・西日本ガバメントクラウド接続DC を接続するガバメントクラウド接続DC 回線、LGWAN1 系及びLGWAN2系と都道府県ノードを接続する都道府県ノードアクセス回線がある。また、LGWAN1系又はLGWAN2系、都道府県ノード、セキュリティGW のいずれかとLGWAN 接続ルータ間を接続するLGWANアクセス回線でも構成される。LGWANアクセス回線は、通信回線事業者が提供する回線サービスとなるが、都道府県ノードとLGWAN接続ルータ間のLGWANアクセス回線は、都道府県WAN又は通信回線事業者が提供する回線サービスのいずれかになる。LGWANは、行政専用ネットワークという役割において、高い安定性と機密性を求められるネットワークである。そのため、LGWANにおいては、回線の暗号化、ファイアウォールの設置、侵入

検知/防御機能(IDS/IPS)の設置といったセキュリティ確保措置を講じている。

3 LGWAN-ASP とは

3.1 LGWAN-ASP の役割

前述のとおり LGWAN は、全ての地方公共団体を相互に接続する行政専用のセキュアなネットワークである。全ての地方公共団体を接続するネットワークを利用して、地方公共団体間の IT 化格差、IT 活用格差等をなくすための方策として行政目的に資する ASP を活用する。 ASP を活用し、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションやリソース等を地方公共団体間で共同利用することにより、地方公共団体の IT 化を促進し、かつ、地方公共団体が独自にシステムを構築するより安価なシステムを導入・運用するために提供されるものである。

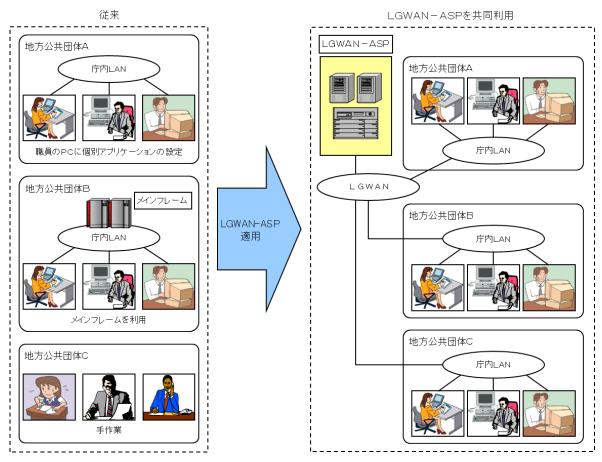


図 3-1 LGWAN-ASP の適用

3.2 LGWAN-ASP に関わる組織

LGWAN-ASP のサービス利用及び提供において、次の組織がそれぞれの立場で連携する。

- ① サービス利用者
- ② サービス提供者
- ③ 都道府県
- ④ 運営主体

3.2.1 サービス利用者

(1) 定義

サービス提供者が提供するサービスを利用する者をサービス利用者と定義する。サービス利用者は、LGWANの接続団体である。

(2) 責務

サービス利用者は、サービスの利用に当たって、基本規程、総合行政ネットワーク接続約款(以下「接続約款」という。)等で規定された事項を遵守しなければならない。その他、利用するサービスの提供者との利用契約等に基づき利用する。

3.2.2 サービス提供者

(1) 定義

LGWAN を利用し、サービス利用者に対して、営利目的、非営利目的によらず、LGWAN-ASP サービス等を提供する者をサービス提供者と定義する。サービス提供者は、以下の団体、組織等が考えられる。

なお、以下の⑦に掲げる組織については、別途定める所定の手続により、機構の理事長の 承認を得なければならない。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める地方公共団体
- ② 国の行政機関
- ③ 地方自治法第252条の2の2に定める協議会及び地方公共団体で構成する協議会
- ④ 特殊法人(特殊会社を除く)、地方共同法人、共済組合、独立行政法人、国保連合会
- ⑤ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、並びに「公益財団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律」に基づき設置された法人
- ⑥ 民間事業者又は上記以外の法人
- ⑦ その他機構の理事長が認める任意団体

(2) 責務

サービス提供者の責務は、「3.3 サービス提供者の分担」に述べるサービス提供者の六つの分類において記す。

3.2.3 都道府県

(1) 定義

都道府県は都道府県ノードの設置に必要なファシリティを確保しており、都道府県 WAN を有する場合においては、その都道府県 WAN を管理運営し、通信サービスの提供を行うサービス提供者として位置付けられる。

(2) 責務

都道府県は、サービス提供者に対し、原則、LGWAN に接続する回線及び回線終端装置等の機器を収容する責務を負う。

ただし、サービス提供者とサービス利用者との間の契約に関しては、一切関与しない。

3.2.4 運営主体

(1) 定義

運営主体は、地方公共団体情報システム機構定款(平成26年3月25日総務大臣認可)第22 条第4項に規定するLGWANの運営を遂行する主体である。また、機構は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づく電気通信事業者である。

(2) 責務

運営主体の責務は、以下の三つに分類される。

- ① ネットワーク層及び基盤アプリケーションサービスの提供者としての基盤サービスの 管理運営責務
- ② サービス提供者に与える LGWAN の IP アドレス及びドメイン管理運営並びに地方公共団体組織認証基盤の運営責務
- ③ 地域を限定せず提供されるサービスに関する管理責務 ただし、サービス提供者とサービス利用者との間の契約に関しては、一切関与しない。

3.3 サービス提供者の分担

「3.2.2 サービス提供者」で定義するサービス提供者は、以下に示す①~⑥の分類のうちーつ又は複数を分担する。そのため、各提供者間に境界面が存在する(図 3-2 参照)。

- ① ファシリティサービス提供者
- ② 通信サービス提供者
- ③ ホスティングサービス提供者
- ④ アプリケーション及びコンテンツサービス提供者
- ⑤ LGWAN 外部電子契約サービス提供者
- ⑥ LGWAN 外部閉域利用サービス提供者

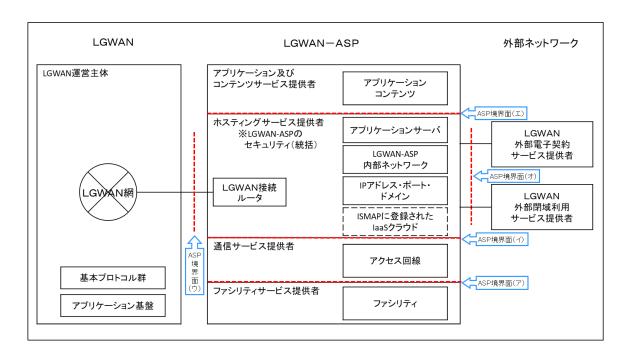


図 3-2 サービス提供者の分類

3.3.1 アプリケーション及びコンテンツサービス提供者

(1) 定義

アプリケーション及びコンテンツサービス提供者は、各種アプリケーション又は情報コンテンツを提供するサービス提供者である。アプリケーション及びコンテンツサービス提供者が提供するアプリケーション及び情報コンテンツは、特定業務アプリケーション、ストレージサービス、DB 検索等様々なコンテンツが考えられる。

(2) 責務

アプリケーション及びコンテンツサービス提供者は、その責務として、サービス利用者へのサービス提供責任とサービスの運用に係る管理責任を有する。

3.3.2 ホスティングサービス提供者

(1) 定義

ホスティングサービス提供者は、アプリケーションが稼働するサーバ機器を提供するサービス提供者である。ホスティングサービス提供者は、「3.3.1 アプリケーション及びコンテンツサービス提供者」に示すアプリケーション及びコンテンツサービス提供者が構築したアプリケーションや情報コンテンツをアプリケーションサーバに登録し、アプリケーションサー

バの運用管理を行う。

また、運営主体への申請に基づき、トンネリング機能を用いるサービスを提供する場合、 これの適切な利用に関する運用管理も実施するものとする。

(2) 責務

ホスティングサービス提供者は、その責務として、LGWAN との接続に当たり、以下の事項について責任を有する。

- ① 運営主体との連絡調整及び協議
- ② LGWAN 接続ルータの設置とそれに接続されるアプリケーションサーバ等の管理
- ③ アプリケーションサーバのアドレス、ポート及び処理すべきプロトコルの設定及び管理
- ④ LGWAN 側ファイアウォール及び外部ネットワーク側ファイアウォールの設定及び管理
- ⑤ 外部ネットワーク側から LGWAN への IP リーチャビリティがないことの保証
- ⑥ 外部ネットワークに対してサーバを公開する場合には、ファイアウォールを設置し、適切なアクセス制御を実施すること
- ⑦ サーバセキュリティに関する一切の責任(OS/PPレベルでのセキュリティ対応)
- ⑧ LGWAN から指定された IP アドレス及びドメインの適正な管理
- ⑨ トンネリング機能を用いる場合、それを使うサービス利用者の組織内ネットワーク設定などに必要な情報の提供及び管理
- ⑩ LGWAN 内でのトンネリング機能を用いた適切なサービス提供に関わる管理
- ① LGWAN 外部電子契約サービスの安全性の確認及び LGWAN-ASP との接続の管理
- ② LGWAN 外部閉域利用サービスの安全性の確認及び LGWAN-ASP との接続の管理

3.3.3 通信サービス提供者

(1) 定義

通信サービス提供者は、電気通信役務を提供するサービス提供者である。原則として、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)で定める事業者である。

(2) 責務

通信サービス提供者は、その責務として、電気通信事業法に定める基準を満たし、常に安定した品質の通信を提供しなければならない。

3.3.4 ファシリティサービス提供者

(1) 定義

ファシリティサービス提供者は、ホスティングするサーバ等の ASP 関連機器の設置スペース、電源、空調等のファシリティサービスを提供するサービス提供者である。

(2) 責務

ファシリティサービス提供者は、その責務として、提供するファシリティを「情報システム安全対策基準」(平成9年9月24日通商産業省告示536号)を満たし、かつ、入退室管理等の人的脅威に対する適切なセキュリティ対策などが施されているように整備しなければならない。

3.3.5 LGWAN 外部電子契約サービス提供者

(1) 定義

LGWAN 及び LGWAN-ASP を経由して外部ネットワークから地方公共団体に対し電子契約アプリケーションを提供するサービス提供者である。

(2) 責務

LGWAN 外部電子契約サービス提供者は、その責務として、サービス利用者へのサービス提供 責任とサービスの運用に係る管理責任を有する。

3.3.6 LGWAN 外部閉域利用サービス提供者

(1) 定義

クラウドサービスに設定された閉域の利用領域から LGWAN 及び LGWAN-ASP を経由して地方公共団体に対してサービスを提供するサービス提供者である。

(2) 責務

LGWAN 外部閉域利用サービス提供者は、その責務として、サービス利用者へのサービス提供 責任とサービスの運用に係る管理責任を有する。

3.4 LGWAN-ASP 関係者の関連性

サービス利用者、サービス提供者及び運営主体間の関連は、図 3-3 のとおりである。

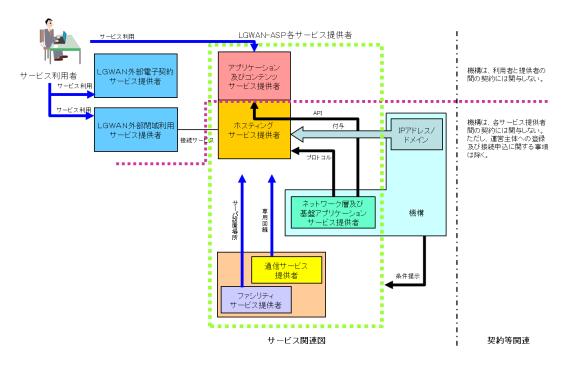


図 3-3 LGWAN-ASP 関係者の関連性

LGWAN-ASP においては、サービス利用者から見える人格は、アプリケーション及びコンテンツサービス提供者と LGWAN 外部電子契約サービス提供者、LGWAN 外部閉域利用サービス提供者であり、サービス利用者からは、運営主体の存在を意識することはない。また、運営主体は、サービス利用者とサービス提供者及びサービス提供者相互間で取り交わされる提供サービスの契約に関しては、一切関与しない。

4 LGWAN-ASP サービス提供の基本事項

4.1 LGWAN-ASP の接続形態

LGWAN-ASP サービスを提供する場合の LGWAN への接続は、図 4-1 のとおり三つのパターンがある。

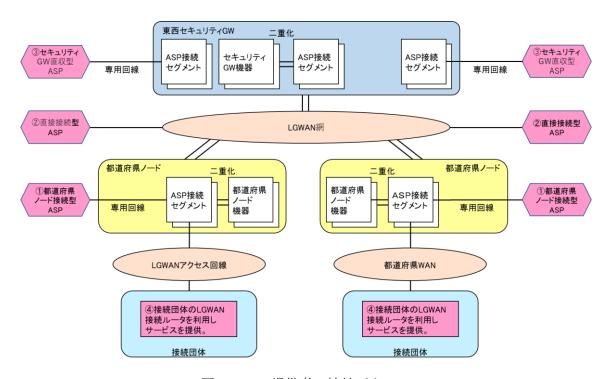


図 4-1 ASP 提供者の接続パターン

① 都道府県ノード接続型 ASP

都道府県ノードの ASP 接続セグメントに LGWAN 接続ルータを接続し、サービスを提供するパターン。

ただし、このパターンについては、サービス提供者が 3.2.2 (1)で定める「① 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) に定める地方公共団体」の場合に限る。

② 直接接続型 ASP

LGWAN 網に LGWAN 接続ルータを接続し、サービスを提供するパターン。

③ セキュリティ GW 直収型 ASP

東日本・西日本セキュリティ GW の ASP 接続セグメントに LGWAN 接続ルータを接続し、サービスを提供するパターン。

ただし、このパターンについては、運営主体が必要と認める場合に限る。

④ 接続団体の LGWAN 接続ルータを利用しサービスを提供するパターン。

なお、東日本・西日本セキュリティ GW 及び都道府県ノードの ASP セグメントは、LGWAN からの通信経路及び通信機器をホットスタンバイによる二重化構成としている。

4.2 整備すべき回線及び機器

4.2.1 回線

「4.1 LGWAN-ASP の接続形態」に示すそれぞれの接続パターンにおいて、ASP 提供機器の設置場所と利用すべき LGWAN アクセス回線は、以下の 2 パターンが考えられる。

- ① 同一施設内に設置され、LAN に接続されるパターン
- ② 外部 IDC 等に設置され、専用回線で接続されるパターン

なお、専用回線とは「3.3.3 通信サービス提供者」で示す LGWAN-ASP 通信サービス提供者 が提供する通信サービスを指す。

LGWAN としては、想定される接続パターンについて、原則として制約を設けることはないが、接続に当たっては、暗号化等のセキュリティを確保しなければならない。

4.2.2 機器

LGWAN 接続ルータは、セキュリティ境界面として、LGWAN とサービス提供者との管理責任分界点としての意味合いを有する機器であり、LGWAN-ASP としてホスティングサービスを行う場合は、必須の機器である。

4.3 セキュリティ対策

「LGWAN におけるセキュリティ基本方針」に掲げる方針に基づき、外部からの脅威に対して LGWAN が講じているセキュリティ対策と、関係者間で遵守すべきセキュリティ境界面について 記す。

4.3.1 閉域性の確保

LGWAN は、行政専用の閉じたネットワークであり、インターネットとは物理的に切り離されている。インターネットから LGWAN への IP リーチャビリティを完全に遮断することで、インターネット経由での不正アクセスやコンピュータウィルスの感染、SPAMメール等の脅威から、LGWAN は守られている。

しかし、LGWAN に接続する外部ネットワーク(接続団体 LAN、LGWAN-ASP、GSS G-Net)がインターネットに対するリーチャビリティを持つことを LGWAN として制約することはできない。例えば、電子申請・届出システムなどのように、広く住民又は企業と地方公共団体をつなぐシステムとして LGWAN-ASP が位置付けられる場合に、LGWAN-ASP が住民又は企業向けのポータルとしてインターネットにシステムを公開することは、必要な構成である。

したがって、LGWAN に接続する外部ネットワークシステムは、LGWAN に対して、自ネットワークを中継した IP リーチャビリティが発生しないように接続を構成する必要があり、LGWAN に対して IP リーチャビリティがないことを保証しなければならない (図 4-2 参照)。

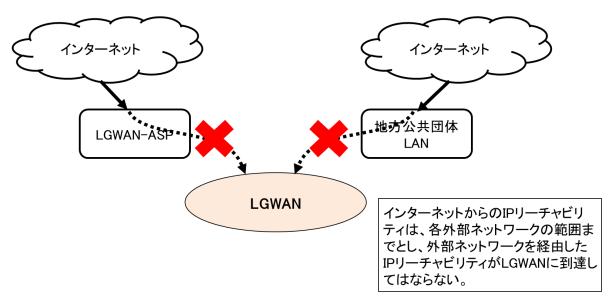


図 4-2 外部ネットワークからの IP リーチャビリティ

そのため、LGWAN-ASP がインターネット公開を含む LGWAN-ASP サービスを提供する場合には、インターネット向けの公開アプリケーションサーバ(以下「AP サーバ」という。)を設置し、インターネットからのアクセスは、この AP サーバに対して行われるようにしなければならない。すなわち、インターネット側からの IP リーチャビリティは、インターネット向けの公開 AP サーバまでとし、そこから LGWAN 内に IP リーチャビリティが発生してはならない。

LGWAN 外部電子契約サービスについても外部ネットワークとして扱うため、LGWAN 外部電子契約サービスから LGWAN 内に IP リーチャビリティが発生してはならない (図 4-3 参照)。このことは、LGWAN 向けについても同様である。

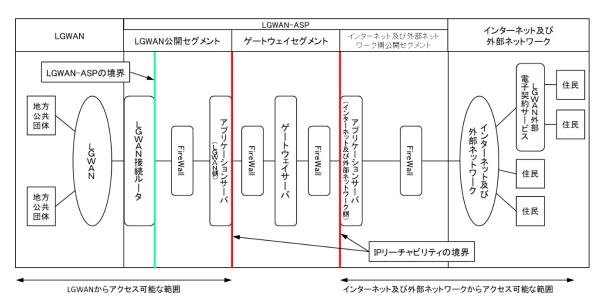


図 4-3 IP リーチャビリティの境界(インターネット及び外部ネットワーク並びに LGWAN 外部電子 契約サービス)

LGWAN 外部閉域利用サービスについては、インターネットと論理的な接続点を有さないネットワーク構成でクラウド上に構築することで LGWAN 公開セグメントとして扱い、LGWAN-ASPに LGWAN 向けの公開アプリケーションサーバを設置し、クラウドからのアクセスは、このアプリケーションサーバに対して行われるようにしなければならない。すなわちクラウド側からの IP リーチャビリティは、LGWAN 向けの公開アプリケーションサーバまでとし、そこから LGWAN 内に IP リーチャビリティが発生してはならない。(図 4-4 参照)

このことは、LGWAN向けについても同様である。

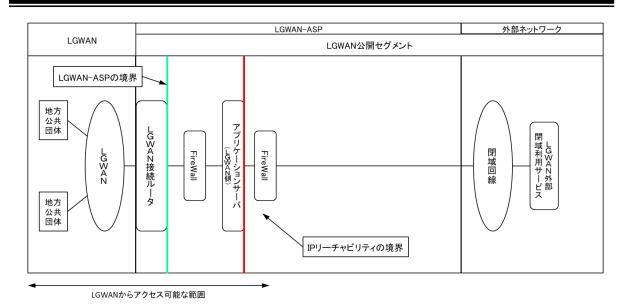


図 4-4 IP リーチャビリティの境界(LGWAN 外部閉域利用サービス)

4.3.2 外部ネットワークから持ち込むファイルへの対策

外部ネットワークからの脅威をLGWAN へ持ち込まないために、外部ネットワークからLGWAN へファイルを受け渡す場合は、原則としてLGWAN-ASP サービスにおいてファイルを安全な形式に変換して送信しなければならない。

ただし、ウィルス対策ソフトのパターンファイルや LGWAN 外部電子契約サービスで取り扱うファイル等、変換することができないファイルについては、「総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書」又は「LGWAN 外部電子契約サービス接続仕様書」に定めるセキュリティ対策を講じることにより、LGWAN へファイルを受け渡すことが認められる。

4.3.3 セキュリティ境界面

LGWAN と LGWAN-ASP サービス提供者とのセキュリティ境界面は LGWAN 接続ルータ上に定義しており、同機器までを LGWAN のセキュリティ範囲内としている。

4.3.4 プロトコル群

LGWAN-ASP サービスを提供する場合には、LGWAN で提供している基本プロトコル群 (DNS、SMTP、NTP、LDAP) を利用することができる。また、その他のプロトコルは、所定の手続を行うことで利用可能となる。

利用に当たっては、「総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書」を参照すること。

4.3.5 基本的なアプリケーションサービス

LGWAN-ASP サービスを提供する場合には、LGWAN で提供している基本的なアプリケーションとして電子メール送受信機能等に加え、次のアプリケーションを利用することができる。

・サービス提供者向けポータルサイト

サービス提供者向けポータルサイトは、サービス提供者及びサービス利用者に提供される 基本的なアプリケーションであり、運営主体を含めた各者間の情報連携を目的としている。

サービス提供者等は、以下の情報を随時参照することができる。

- ・LGWAN 運用情報 (計画停止・障害情報)
- ・LGWAN-ASP 関連規程及び FAQ

なお、LGWAN の運用情報等、ホスティングサービス提供者と運営主体間のメール連絡は原則として LGWAN 経由で行う。

4.3.6 認証基盤

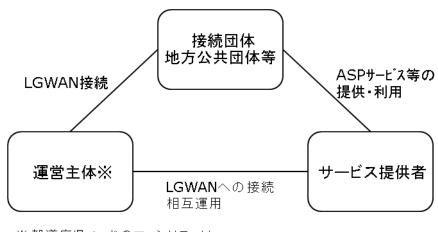
LGWAN-ASP サービスを提供する場合には、地方公共団体組織認証基盤(以下「LGPKI」という。)を利用することができる。

LGPKI は、地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱の第2条に規定された目的に準拠する認証基盤であり、接続団体に対する ASP サービスの提供において必要がある場合には、Web サーバ証明書(LGWAN 内部用)を利用することができる。

利用に当たっては、「LGPKI 証明書利用者の手引 (LGWAN-ASP サービス提供者編)」を参照し、手続が必要なものについては、所定の手続を行うこと。

4.4 LGWAN-ASPの運用

LGWAN-ASP は、サービス利用者である接続団体、LGWAN を運営する運営主体及びサービス提供者の3者関係によって成立する。



※ 都道府県ノードのファシリティは 都道府県が管理

図 4-5 3 者関係

LGWAN-ASP の運用に当たっては、運営主体とサービス提供者との間で、相互に密接な連絡を可能にする体制を整備する必要がある。

(1) 連絡ルートの確立

運営主体とサービス提供者間の連絡ルートを確立する。連絡ルートは、定常連絡ルートと 緊急連絡ルートとし、定常的な連絡や障害発生時等の緊急連絡に用いる。

(2) 緊急時対応体制の整備

深刻な障害の発生などの緊急事態においては、深夜休日の対応が必要となることが考えられる。サービス提供者は、緊急時対応体制を整備し、これらの不測の事態に迅速に対応できるようにする必要がある。

(3) 運用責任者の設置

LGWAN-ASP 運用体制には、LGWAN 側との連絡調整、サービス利用者側との連絡調整を迅速に行うために、運用責任者を設置する必要がある。

(4) 査察

運営主体は、LGWAN-ASP サービス等を利用している接続団体の要請又は委託等により、サービス提供者のセキュリティポリシー、システム環境、運用体制等に関する査察を行うことができるものとする。運営主体は、この査察によってサービス提供者に不備があると認めた場合には、LGWANへの接続停止等の措置を講ずることがある。

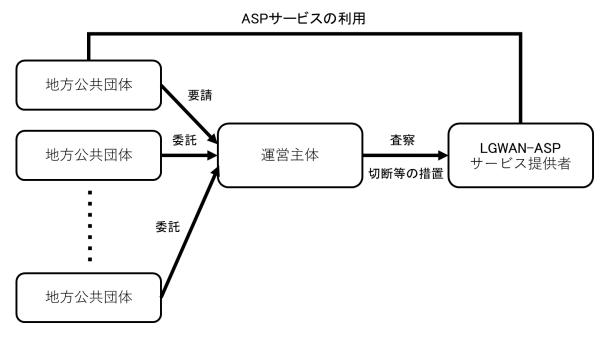


図 4-6 LGWAN-ASP サービス提供者に対する査察

地方公共団体 要請 LGWAN外部電子契約サービスの利用 地方公共団体 運営主体 切断等の措置 LGWAN-ASP サービス提供者 地方公共団体 地方公共団体

図 4-7 LGWAN 外部電子契約サービス提供者に対する査察

地方公共団体 要請 LGWAN外部閉域利用サービスの利用 地方公共団体 要請 地方公共団体 運営主体 切断等の措置 LGWAN-ASP サービス提供者 地方公共団体

図 4-8 LGWAN 外部閉域利用サービス提供者に対する査察

(5) LGWAN からの切断

運営主体は、サービス提供者が外部からの不正なアタックを受けたなど LGWAN に対して脅威となりうる状況にあるような場合には、強制的に LGWAN から切断する等によるセキュリティ上の対策を講ずる。

5 LGWAN-ASP 登録及び接続申込み

LGWAN-ASP サービス等の登録及び接続を希望するサービス提供希望者(本章では、以下「サービス 提供希望者」という。)は、LGWAN の規程等に従い、LGWAN においてサービスを提供することができる。 ここでは、LGWAN-ASP サービス等を、登録及び接続するための手続について説明する。なお、LGWAN-ASP サービス等の登録及び接続に必要な申込書様式等は、表 5-1 のとおりであり、LGWAN-ASP ポータ ルサイト等から申請及び入手可能である。

				1 = 11.7.7.7	200 (1020 00 1 20)	4 . 4 . 4
	サー ビ名	LGWAN 外部電 子契約サービ ス、LGWAN 外部 閉域利用サー ビス	ョン及びコン	ホスティング	通信	ファシリティ
	略称	EXAP	AP	H0	CA	FA
(0)		1	総合行政ネットワ	リーク ASP 接続に関す [手続期間の目	する参加資格認定申込書 _{安:1 か月]}	(※注 1)
(1)		総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格審査申込兼変更並びに解除届出書 [手続期間の目安:1~2 か月]				
(2)	利用様式名	接続申込書	、AP 及び EXAP と	のセット申込み)	総合行政ネットワーク ASP 通信サービス 登録申込書 [手続期間の目安:1~2か月]	
(3)				総合行政ネット ワーク ASP 接続 に係る日程等調 整申込書		

表 5-1 LGWAN-ASP 等の登録及び接続までに必要な申込様式等

(※注 1) 当該申込みは、申込者が本書「3.2.2 サービス提供者(1) 定義」に記載する①~⑥に該当しない場合にのみ、必要とするものである。本様式を取得する場合は、直接、総合行政ネットワーク全国センター ASP 担当に問い合わせること。

上記登録及び接続の手続には費用を伴わない。ただし、ホスティングサービスのみ、接続のための設定変更等に係る LGWAN-ASP 接続料金が発生する (接続後は、LGWAN-ASP 接続料金を負担する。)。

5.1 登録及び接続申込手順

登録及び接続申込みに関する手順は、図 5-1 のとおりである。サービス提供希望者は、所定の審査 基準に基づき、運営主体による審査を受ける。

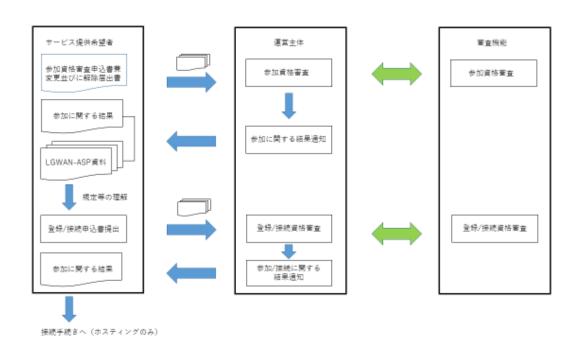


図 5-1 接続申込に関する手順

5.1.1 登録及び接続申込手順の詳細

(1) 照会·参加資格審査申込

サービス提供希望者は、LGWAN-ASP等に関する照会及び申込みに必要な資料を機構のホームページからダウンロードして入手する。また、照会については、電子メールによる受付も可能である。 LGWAN-ASP 等の登録及び接続の申込みは、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格審査申込書」(以下「参加資格審査申込書」という。)を運営主体に提出する。サービス提供希望者のうち LGWAN の接続団体は、本書「付録 総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格申込みの事前依頼」を運営主体に提出することにより、LGWAN-ASP ポータルサイトにログインするためのユーザ ID を取得し、参加資格審査申込みを LGWAN-ASP ポータルサイトにて行うことができる。

サービス提供希望者は、審査の過程において、運営主体から提出要求のある情報に関して、可能な範囲での情報開示を行う。

また、申込者を、代表者権限を有しない者の名義とする場合は、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続申込等における代表者権限の委任状」を添えて提出する。

参加資格審査の結果は、運営主体から総合行政ネットワーク ASP 参加に関する結果通知(受理又は不受理)(以下「参加結果通知」という。)をもって知らせる。その際に、LGWAN-ASP ポータルサイトにログインするための参加資格情報に紐づいたユーザ ID も併せて通知する。

運営主体による審査で、所定の審査基準における例外が認められた場合は、審査機能による審査 を行い、終了後、運営主体から参加結果通知を送付する。

参加資格審査が受理された通知を受けた場合、サービス提供希望者は、非公開文書をLGWAN-ASPポータルサイトから取得することができる。これにより後述「*:総合行政ネットワーク ASP に関する提供規程等の概要」の総合行政ネットワーク

ASP 接続手引書並びに LGWAN 接続ルータ調達のための仕様書が開示される。

提供される規程等の概要については、後述「*:総合行政ネットワーク ASP に関する提供規程等の概要」を参照すること。

また、上記手続の完了後に申込み内容に変更が生じた場合は、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格変更届出書」(以下「参加資格変更届出書」という。)を LGWAN-ASP ポータルサイトから提出する。

なお、サービス提供者は、「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格解除届出書」(以下「参加資格解除届出書」という。)を LGWAN-ASP ポータルサイトから提出することにより、 LGWAN-ASP の登録を解除することができる。

(2) 接続又は登録の申込み

サービス提供希望者は、開示された規程等を理解した上で、運営主体に対し、サービスの分類別に次の申込書をLGWAN-ASP ポータルサイトから提出する。

ファシリティサービス又は通信サービス

総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス又は通信サービス登録申込書(以下「登録申込書」という。)を提出する。

申込時に、登録申込書の様式に沿ってサービスの形態等を提示する。さらに、ファシリティ サービスのサービス提供希望者は、それに併せて、その提示内容を示す写真等を添付する。

・ホスティングサービス

総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス接続申込書(以下「接続申込書」という。) を提出する。

申込時には、総合行政ネットワーク ASP サービスリストから該当するファシリティサービス及び通信サービスを選択し、提供するアプリケーション及びコンテンツサービス、LGWAN 外部電子契約サービス又は LGWAN 外部閉域利用サービスの情報を添えて申し込む(以下「接続申込」という。)。また、申込み内容の審査のため、ネットワークトポロジ等の指定された資料も添える。

なお、上記のとおりアプリケーション及びコンテンツサービスと、LGWAN 外部電子契約サービス、LGWAN 外部閉域利用サービスは、本申込み内容の一部として取り扱う。

提出された接続申込書又は登録申込書に基づき、運営主体及び審査機能において、基本規程以下の規程及びLGWANセキュリティ確保の観点から、登録資格審査又は接続資格審査が行われる。サービス提供希望者は、審査の過程において、運営主体及び審査機能から提出要求のある情報に関して、可能な範囲での情報開示を行う。

(3) 結果通知

登録資格審査又は接続資格審査の結果については、運営主体から総合行政ネットワーク ASP 登録審査に関する結果通知(以下「登録結果通知」という。)又は総合行政ネットワーク ASP 接続審査に関する結果通知(以下「接続結果通知」という。)を送付する。

*:総合行政ネットワーク ASP に関する提供規程等の概要

No.	規 程 等 名	非公開	規程等の概要
1	総合行政ネットワーク ASP 基本要綱		基本規程の規定に基づき、総合行政ネットワークにおける ASP の目的及び役割並びに LGWAN-ASP を構成する組織及びその位置付けを定めるとともに、LGWAN-ASP サービス等に関する責任

		T	I
			の所在等を明らかにすることを目的に作成さ
			れたドキュメント
2	総合行政ネットワーク ASP 接続約款		ASP 基本要綱(①)を基に LGWAN-ASP を行う際
			に必要となる、契約事項又はそれに付随する事
			項に関する取決めを定めたドキュメント
3	総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書	0	LGWAN 上で ASP を行うために、サービス提供者
			側ネットワークシステムへの要求事項や制限
			事項の概略について記したドキュメント
			また、LGWAN がサービス提供者に提供する基盤
			群の概要について紹介している。
4	総合行政ネットワーク ASP 接続手引書	0	サービス提供者が、LGWAN に接続するために自
			ら調達すべき機器/回線などの仕様や調達範
			囲などを記したドキュメント
(5)	総合行政ネットワーク ASP 接続/変更/解除申込		LGWAN-ASP を行うために必要な手続に使用する
	書		フォーマット集
6	LGWAN 接続ルータ調達のための仕様書	0	サービス提供者が、LGWAN-ASP を行う際に必要
			となる接続ルータの仕様書
(7)	LGWAN 外部電子契約サービス接続仕様書	\cap	外部電子契約サービス提供者が LGWAN-ASP を
			介してサービス提供する際のサービス提供者
			側ネットワークシステムへの要求事項や制限
			事項の概略について記したドキュメント
(8)	LGPKI 証明書利用者の手引(LGWAN-ASP サ		サービス提供者が ASP サービスの提供におい
	ービス提供者編)		て、Web サーバ証明書(LGWAN 内部用)を
	- ve h v II wind		利用する際の申請手続等を定めたドキュメン
			I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
(9)	LGWAN 外部閉域利用サービス接続仕様書	0	・ 外部閉域利用サービス提供者が LGWAN-ASP を
	2.1.1.1.1.4.2.1.4.1.4.2.2.2.2.2.2.2.1.4.1.4		介してサービス提供する際のサービス提供者
			側ネットワークシステムへの要求事項や制限
			事項の概略について記したドキュメント
			1 2 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 2 1 1 2

5.1.2 接続又は登録申込内容の変更

サービス提供者は、総合行政ネットワーク ASP 基本要綱(以下「ASP 基本要綱」という。)第2章に基づき、LGWAN 接続開始後、接続申込み内容の変更を行うことができる。変更手続の手順については、接続申込手順に準ずるものとする。

5.1.3 接続解除の申込

サービス提供者が LGWAN との接続を解除する場合の手順は、次のとおりである。

- (1) LGWAN との接続を解除するホスティングサービス提供者(以下「接続解除申込者」という。)は、総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス解除申込書(以下「ホスティング解除申込書」という。)を解除希望日の1か月前までに運営主体に提出する。この時点で、接続解除申込者は、利用契約を結んでいる利用者との契約について、解除されていなければならない。
- (2) 運営主体は、接続解除申込者よりホスティング解除申込書の提出があった場合は、特別な事由がない限りこれを受理する。
- (3) 運営主体は、ホスティングサービス解除申込みを受理した接続解除申込者について、総合行政ネットワーク ASP 接続約款に従い、所定の処理を行う。
- (4) 運営主体は、所定の処理を終了後、総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービス解除申込み に関する結果通知(受理)を接続解除申込者へ送付する。

5.1.4 登録解除の申込

運営主体に登録したサービスを解除する場合の手順は、次のとおりである。

(1) ファシリティサービス又は通信サービスの提供者(以下「登録解除申込者」という。)は、総合 行政ネットワーク ASP ファシリティサービス又は通信サービス解除申込書(以下「ファシリティサ ービス又は通信サービス解除申込書」という。)を解除希望日の1か月前までに運営主体に提出す る。

- (2) 運営主体は、登録解除申込者よりファシリティサービス又は通信サービス解除申込書の提出があった場合は、特別な事由がない限りこれを受理する。
- (3) 運営主体は、ファシリティサービス又は通信サービス解除申込書を受理した登録解除申込者について、ASP 基本要綱に従い、所定の処理を行う。
- (4) 運営主体は、所定の処理を終了後、総合行政ネットワーク ASP ファシリティサービス又は通信サービス登録解除完了に関する結果通知(受理)を登録解除申込者へ送付する。

5.2 接続作業手続手順

ホスティングサービスについては、「5.1 登録及び接続申込手順」で示す接続申込みが受理された後、LGWANに接続するための工事、機器搬入等の日程等を運営主体と調整する。機器手配についての詳細は、総合行政ネットワーク ASP 接続手引書に記載されている。接続作業手続に関する基本的なフローは、原則以下のとおりである。

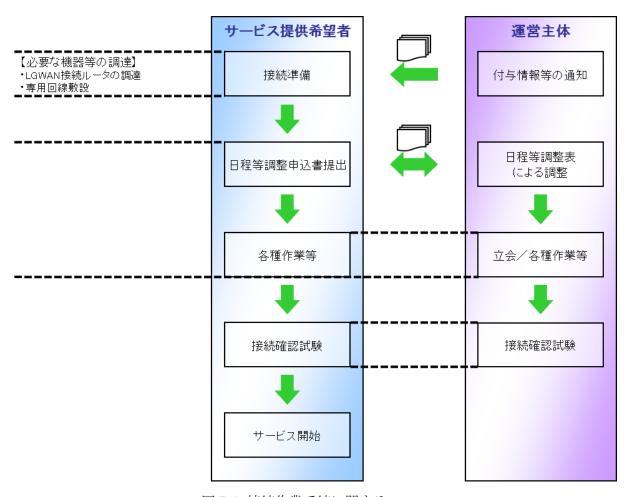


図 5-2 接続作業手続に関するフロー

5.2.1 接続作業の詳細

(1) 付与情報等の通知

運営主体は、接続結果通知が受理であったサービス提供希望者に対し、接続申込書に記載された 内容に基づき、LGWAN-ASP コード、IP アドレス、ドメイン名等必要な情報をサービス提供希望者に 通知する。

(2) 必要な機器等の調達

サービス提供希望者は、接続申込書に記入し、必要な機器等の調達を自らの責任において行う。 調達の詳細については、総合行政ネットワーク ASP 接続技術仕様書等を参照し、自サービスの接続 形態に合った必要な機器等を調達するものとする。

(3) 工事及び搬入とその調整

LGWAN-ASPとしてのLGWAN接続に際し、工事が必要な場合には、サービス提供希望者は、調達した機器等の設置に当たり、運営主体が指定する所定の手続により、工事、機器搬入等についての日程等を調整する。運営主体は、日程等の調整後、決定した日程に従い作業の立会いを行う。サービス提供希望者及び指定工事業者は、運営主体立会いの下、作業を行うものとし、作業中は、立会者の指示に従う。なお、工事作業がサービス提供希望者と異なる場合は、サービス提供希望者が立ち会う必要があるかについて、運営主体と調整を行う。

(4) 接続確認試験

サービス提供希望者は、機器設置後のサービス提供希望者設備から LGWAN への接続が LGWAN 接続ルータを介して可能か、接続確認試験を運営主体と行い、不具合が認められた場合、双方の責任において、対処を行う。接続確認試験作業の実施においては、双方の責任者間で連絡調整を行い、作業を実施する。接続確認試験に必要な確認項目は、原則としてサービス提供希望者が設定する。

付録 総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続に関する参加資格申込みの事前依頼

総合行政ネットワークASP登録及び接続に関する参加資格申込みの事前依頼

依頼日 年月日

地方公共団体情報システム機構 総合行政ネットワーク全国センター長 様

ΙŻ.

総合行政ネットワークASP登録及び接続を行いたいため、総合行政ネットワークASP基本要綱第4条第項に基づき、次のとおり、参加資格申込みの事前依頼をさせていただきます。

参加資格申込みの事前依頼者情報

組織名				

※参加資格申込みの事前依頼は、LGWAN接続団体に限定させていただきます。

参加資格申込みの事前依頼ありがとうございます。

事前依頼を受理しましたら、事前依頼者にユーザーIDを電子メールで送付しますので、「総合行政ネットワークASP登録及び接続に関する参加資格」の審査申請を お願いします。なお、審査完了までに2か月程度必要となりますので、あらかじめ承知おきください。

記入された個人情報は、「総合行政ネットワークASP接続/登録申込書等に記載された個人情報の取扱いについて」のとおりに取り扱います。

事前依頼を申請する場合は、総合行政ネットワークASP接続/登録申込書等に記載された個人情報の取扱いについて」に同意の上お願いします。

<□グインまでの流れ>

- ①登録のメールアドレスにユーザーIDが届いたら、ログイン画面からワンタイムパスワードの発行をお願いします。
- ②登録のメールアドレスにワンタイムパスワードが届いたら、ユーザーIDとワンタイムパスワードを入力し、ログインをお願いします。
- ③ワンタイムパスワードの有効時間は、発行から60分となりますので、有効時間内にログインをお願いします。

有効時間内にログインをしない場合は、ワンタイムパスワードは無効となりますので、もう一度ワンタイムパスワードの発行をお願いします。

なお、ログイン後にログアウトまたはASPボータルの利用が一定時間ない場合はログアウトされますので、もう一度ワンタイムパスワードを発行のうえ、ログインをお願いします。